平成２２年（フ）第２３９８号
神奈川県三浦郡葉山町堀内508
破産者　岡田　　勲
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２４４８号
東京都青梅市駒木町１丁目829番地
破産者　有限会社佐藤モデル
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２４７９号
神奈川県横浜市西区高島２丁目19番12号　横浜スカイビル20階
破産者　株式会社エスアンドティージャパン
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２４９０号
東京都江戸川区南小岩５丁目２番３号
破産者　有限会社大幸建設
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２４９１号
千葉県市川市稲荷木２丁目20―14―101
破産者　大橋　利幸
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５１１号
東京都世田谷区船橋１丁目38番６号
破産者　株式会社ヒライ
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５１２号
北海道旭川市工業団地１条１丁目264番地１号
破産者　有限会社フラット・シーダ
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５１７号
東京都目黒区東山１丁目17番14―102号
破産者　カルテリア株式会社
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５１８号
千葉県船橋市習志野台５丁目18―18―201、開始決定時の住所神奈川県横浜市港北区樽町１丁目22―20―209
破産者　細川　俊一
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５１９号
千葉県船橋市習志野台５丁目18―18―201、開始決定時の住所神奈川県横浜市港北区樽町１丁目22―20―209
破産者　細川　孝子
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５６８号
東京都北区志茂２丁目23番７号
破産者　アイエヌジー株式会社
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５６９号
東京都東久留米市ひばりが丘団地８―２―303
破産者　今浦　正行
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５７６号
山梨県甲府市堀之内町862―Ｃ―201
破産者　佐野麻里子
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２６０３号
神奈川県横浜市西区南幸１丁目４番Ｂ１号
破産者　有限会社ディグ・コーポレーション
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２６０４号
神奈川県鎌倉市七里ガ浜東２丁目７―２―212
破産者　小美野順子
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２６４１号
東京都渋谷区渋谷１丁目23番16号　ｃｏｃｏｔｉビル９階、商業登記簿上の本店所在地東京都港区北青山２丁目７番26号
破産者　バサラブランディングス株式会社
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２６４２号
神奈川県横浜市金沢区富岡西３丁目12―２
破産者　遠藤　龍就（旧名眞一）
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２６８９号
東京都千代田区有楽町２丁目１番１号
破産者　株式会社結粋
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２７０４号
東京都あきる野市秋川５丁目７番11号
破産者　有限会社カミヤマ塗装
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２７０５号
東京都あきる野市雨間３―１、住民票上の住所東京都あきる野市秋川５丁目７―11―102
破産者　神山　大輔
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２７１７号
東京都墨田区両国４丁目37番２号　ＴＫＦ会館
破産者　有限会社アールアンドビートゥウェンティーワン
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部